

議案第 6 2 号

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 9 月 2 5 日提出

提出者	阿久根市議会議員	鳥飼	光明
賛成者	〃	山田	勝
〃	〃	中面	幸人

提案理由

議会議長，議会副議長，議会常任委員会委員長，議会運営委員会委員長及び議員の議員報酬月額を減額するため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成
23年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成25年10月1日から平成27年3月31日までの間における議員報酬月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。